

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24243055

研究課題名(和文) 先住民族の労働・生活・意識の変容と政策課題に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical research on the changing labor, life and consciousness of indigenous people and the policy issues

研究代表者

小内 透 (ONAI, TORU)

北海道大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：80177253

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 27,000,000円

研究成果の概要(和文)：かつてアイヌの人々への差別は激しかった。とくに学校での差別が多く、差別を嫌い上級の学校へ進学せず条件の悪い職に就く傾向が強かった。その結果、個人所得が低くなり、結婚して子どもが生まれると、世帯所得の低さが子どもの進学にマイナスの影響を与えていた。そのため、アイヌの人々は経済支援や教育支援に対して強い要望をもっている。しかし、一般の住民は差別を解消したり、アイヌ文化を振興したりすることに対しては積極的に支持するものの、アイヌの人々だけを対象にした経済支援や教育支援については否定的であった。今後のアイヌ政策はアイヌの人々と一般の住民の間にある意識のずれを考慮に入れる必要があることがわかった。

研究成果の概要(英文)：Ainu people used to be discriminated strongly, especially at the schools, and to get job at once after leaving school in order to avoid the discrimination. As a result, their incomes became very low and gave their children's education wrong effects. Therefore, Ainu people claim economic and educational supports to society. In contrast, non Ainu people deny those supports only for Ainu people, while they agree the elimination of discrimination against Ainu people and the promotion of Ainu culture. Ainu policy is needed to consider the gap of views between Ainu people and non Ainu people.

研究分野：社会学・教育社会学

キーワード：先住民 アイヌ サーミ

1. 研究開始当初の背景

国連総会での「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択(2007年9月)を受け、2008年6月、わが国の衆参両院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。これを機に、同年7月、内閣に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、翌2009年12月にアイヌ政策推進会議が設置された。

公的にアイヌ民族が先住民族として認められて以降、アイヌ政策の進展は著しい。しかし、検討の対象は文化政策に限られる傾向にあり、アイヌ民族の生活向上につながる新たな政策の本格的な立案は、課題として残されている。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが2008年におこなった「アイヌ民族生活実態調査」によると、世帯年収は全道平均が440.6万円であるのに対し、アイヌ民族は369.2万円と格段に低く、日本全体の30歳未満の4年制大学進学率が約50%になっている中で、同年代のアイヌ民族の進学率は20.2%にすぎなかった。アイヌ民族が生活上の独自の課題を抱えていることは明らかである。

北海道では国と協力しながら、1974年以降、アイヌ民族に対する様々な福祉対策を実施してきた。にもかかわらず、今日までのところ、アイヌ民族の生活向上につながる効果は十分なものとはなっていない。そのため、政策の内容が、アイヌ民族の労働・生活・意識を十分な形でふまえたものになっているかどうかを改めて検討し直す必要があった。

2. 研究の目的

本研究では、アイヌ民族の労働・生活・意識の実態を明らかにし、先住民政策の先進地、北欧3国(ノルウェー・スウェーデン・フィンランド)に居住する先住民・サーミの実態と先住民政策との比較を通じて、アイヌ政策の課題と展望について再検討することを目的とした。

このような目的を設定したのは、第1に、近年アイヌ民族をめぐる様々な政策が検討・実施されつつある一方、その基礎となるべきアイヌ民族の実態が必ずしも十分に明らかにされていないからであり、第2に、アイヌ民族と歴史的に相似した立場にあった先住民サーミに対して先住民の議会、学校、メディア等の設置・認可など先進的な政策が打ち出されている北欧3国の現状と課題をふまえることが、今後のアイヌ政策を推進する上で有効であると考えたからである。

3. 研究の方法

本研究は3つの柱にもとづいて進められた。

第1の柱は「アイヌ民族の労働・生活・意識に関するマクロ分析」である。ここでは、北海道大学が2008年に実施したアイヌ生活実態調査結果の再分析を行った。第2の柱は

マルチ・メソッドな社会調査法を用いた「特定地域におけるアイヌ民族の労働・生活・意識に関する実証的研究」で、アイヌの人々が数多く住んでいる新ひだか町、伊達市、白糠町の3地域を対象として、アイヌ民族を含めた地域住民に対する配布調査・面接調査、諸機関に対するヒアリング調査と資料収集調査を行った。第3の柱は「先住民政策先進地を対象にした実証的研究」であり、北欧サーミを対象にノルウェー、スウェーデン、フィンランドにあるサーミ関連諸機関(サーミ議会、サーミ学校、サーミテレビ・ラジオ等)に対するヒアリング調査と資料収集調査を行うと同時に、サーミ社会側の諸機関を通じて、サーミに対する配布調査を実施した。

4. 研究成果

(1)既存のデータの再分析として、北大アイヌ・先住民研究センターが実施した2008年アイヌ民族実態調査(本科研の研究代表者が責任者)の結果をもとに、「純血性」と「婚姻関係」の視点からアイヌの多様性の統計分析を行った。その結果、「純血性」と「婚姻関係」から見たアイヌ性の強さと経済状況の困難さ、エスニック・アイデンティティの強さに高い相関があることがわかった。その背後に、アイヌの人々に対する差別があることが示唆された。

(2)アイヌ民族多住地域の調査を通じて、経済状況の厳しさと学歴との関連が、いずれの地域でもほぼ共通に見られた。

しかも、こうした事実が生み出される原因の1つに差別の問題があることが浮き彫りになった。

かつては学校における差別が激しかった。そのため、上級の学校に行くのを避ける傾向があり、アイヌの人々のつてを頼って仕事を見つけたり、アイヌの人々に固有の職やアイヌの人たちが働きやすい職場で働いたりした。とくに、白糠ではその傾向が強く見られた。老人から若者まで、他地域と比べ学校で差別された経験を持つ者の割合が高く、高等教育を経験した者は皆無であった。白糠では、「漁業」が事実上男性「アイヌの職」として存在し、「アイヌ民芸品店」が女性「アイヌの職場」となる傾向が見られた。それは、事実上「アイヌ労働市場」が存在することを物語っていた。白糠だけでなく、他の地域でも、就職の際にアイヌの人々が「アイヌ労働市場」に導かれているという面は否定できなかった。いいかえれば、この実態はアイヌと和人の職場の棲み分けによって差別が抑止される「セグレーションによる生活共生」の1つの姿といえるかもしれない。

しかし、それは、結果としてアイヌの人々にとって、低学歴や条件の悪い職場を受け入れざるをえないことにつながった。また、和人からの差別を避けた結果、アイヌ・コミュニティの内部における民族内差別が相対的に浮き彫りになる可能性を増大させた。

これとは別に、アイヌの人々が和人からの差別を逃れる「戦略」があった。それは、和人との婚姻である。とくに、老年層や壮年層のアイヌ女性には、祖母や母親からアイヌ男性との結婚を避け、和人男性との結婚を勧められたとの語りが多く見られた。

和人との結婚は、和人の親からの反対にあうことも多く、学校生活に次いで多くの差別が生み出される機会でもあった。しかし、結果的には、いずれの地域でも結婚を通じた混血化が進んでいた。ちなみに、調査対象地の中では白糠町が最も混血化が進んでおらず、それが和人からの差別の強さや学歴の低さの背景になっていた可能性がある。

和人との結婚を通じた混血化の進展は、被差別体験の低下をとめないながら、アイヌとしてのエスニック・アイデンティティに変化をもたらした。アイヌの血筋が希薄化すればするほど、アイヌであることを意識することは少なくなっていた。

和人との結婚が、いわば生物学的同化だとすれば、アイヌ文化を避けることは文化的同化に他ならない。全体の分析を通じて、老年層には上の世代からアイヌ語やアイヌ文化が否定的なものとして扱われ、アイヌ語やアイヌ文化の断絶を勧められた者が多いことが明らかになった。「アイヌ」という言葉さえ忌避され、アイヌ語やアイヌ文化は継承されず、壮年層にはアイヌ文化の体験のない者がさらに多くなった。

しかし、1984年から各地のアイヌ古式舞踊が国の重要無形民俗文化財に指定され始め、1997年にアイヌ文化振興法が制定されたことなどにより、国内でアイヌ文化の価値を見直す機運が徐々に高まっていった。2008年にアイヌ民族が事実上先住民族として認められ、様々なアイヌ政策が推進されるようになってから、アイヌ文化を称揚する傾向はさらに強まった。こうした動きの中で、徐々にアイヌの人々に対する和人からの差別は少なくなっていく。住民アンケート調査の結果を見ても、あからさまな差別意識は影を潜め、アイヌの人々に対する差別は否定されるべきだとする「規範」も定着しつつあった。その結果、地域の違いなく、世代が若くなるにしたがって、学校での差別を含め、民族差別を体験したと語る者の比率は低下していた。

一方で、被差別体験の減少、他方でアイヌ文化の称揚という社会状況の変化は、アイヌの人々にも変化をもたらしている。アイヌとしてのエスニック・アイデンティティのあり方にそれが明確に現れている。アイヌとして意識しない者が多数派であることに変わりはないものの、かつてアイヌであることに否定的であった老年層や壮年層の意識が肯定的な方向で変化する傾向がいずれの地域でも確実に見出せた。上の世代からアイヌ文化が意識的に継承されなかった老年層や壮年層の中に、アイヌ文化を学び直したり、新たに学習したりする者も現れている。

青年層の場合、もともと被差別の経験が少なく、アイヌ文化が称揚される時代に育っているため、アイヌ文化やアイヌであることに関する意識は他の世代とは異なる傾向が見られた。彼らにとってアイヌ文化は「カッコいい」ものであり、そう思える者は、アイヌであるからというより、文化の内容を根拠にアイヌ文化を実践しようとしていた。全体として見ると、アイヌ文化を実践している者の比率は壮年層よりも多かった。そのため、他の世代とは異なり、アイヌ文化の実践がアイヌとしてのエスニック・アイデンティティを強化する傾向は今の時点では必ずしも見出せなかった。しかし、アイヌ文化の実践などを通じて、今後はアイヌであることを肯定的に受けとめる方向でエスニック・アイデンティティが変化する可能性は否定できなかった。

国や北海道のアイヌ政策・アイヌ施策は、アイヌの人々の生活や意識に関する今後のあり方に大きな影響を与える。これまでのアイヌ政策は、明治期の同化を目指したのから1974年以降の「保護」・福祉に重点を置いたものに変化し、1997年のアイヌ文化振興法以降は文化政策を推進する方向でさらにその力点を徐々に移動させている。現時点では、アイヌ関連の政策に関しては、アイヌ文化の普及・振興およびアイヌに対する生活支援という2つの観点から実施されていると把握することができる。

こうしたアイヌ政策に対して、和人とアイヌの人々はどのように評価しているのだろうか。まず共通の傾向として指摘できるのは、差別の解消、アイヌ語・アイヌ文化を守る、アイヌ民族やアイヌ文化に対する正しい理解の提供といった政策や施策に対する肯定的な評価である。これらの項目については、いずれの地域においても、和人であろうとアイヌであろうと同様に評価している。しかし、アイヌの人々に対する経済支援や教育支援については、すべての地域で、大きく異なっている。アイヌの人々は多くの者が経済支援や教育支援を望んでいるのに対し、これらの政策を肯定する和人(地域住民)は少ない。また、アイヌの人々に特別な施策を行うべきでないとする意見も和人(地域住民)に多く、アイヌの人々には少ない。和人(地域住民)とアイヌの人々の間には、アイヌの人々に対する固有の支援策に関して評価の違いがあるということである。

この相違は、重視する必要がある。なぜなら、経済不況が続く中で、アイヌの人々だけに支援を行っている人と和人(地域住民)が受けとめてしまえば、アイヌ政策に対してだけでなく、アイヌの人々に対しても批判の目が向けられてしまいかねない。そこでは、一方で、アイヌの人々がおかれた現状とその背景について地域や国全体で理解の促進や知識の啓発活動に取り組んでいくとともに、他方で、アイヌ政策・アイヌ施策を時代に合わせ

て修正していくことが必要になるであろう。被差別の経験が多く、生活条件も厳しかった白糠のアイヌの人々から他地域と比べ様々な要求が強く出されていることを考慮すると、地域の実情に合わせた政策・施策のあり方も考えた方がよいかもしれない。

以上の点をふまえると、かつての被差別体験をのりこえながら、“アイヌ労働市場”に象徴されるような「セグリゲーションによる生活共生」の傾向を弱め、和人(地域住民)との日常的な交流を通して「コミユナルな生活共生」の方向へ取り組みを進めることが重要な意味を持つであろう。アイヌの人々に対するあからさまな差別は弱化し、アイヌ文化が称揚される時代に合わせて、様々なメディアを通じた情報提供をすることも意義がある。今後、国や北海道は、これらの点をふまえたアイヌ政策・アイヌ施策を推進していくことが求められている。

(3)今後のアイヌ政策を検討する上で、北欧諸国のサーミ政策やサーミの現状を把握することは重要である。サーミはノルウェー、スウェーデン、フィンランドとロシアのコラ半島に居住する先住民族である。かつて同化や差別を強いられ、先住民族としての権利が軽視されていた。にもかかわらず、北欧ではいわゆるアルタダム問題を契機に、1980年代以降大きく復権してきており、先住民族の権利の回復や保障のあり方を考える上で1つのモデルになりうると思われる。

北欧3国ではサーミ議会が存在し、サーミ集住地域ではサーミ語が公用語として認められ、サーミ語やサーミ文化の教育やサーミ語による教育が行われる学校が存在している。また、サーミ語のメディアも発達しており、サーミ語の雑誌・新聞、テレビ・ラジオ放送などが国境を越える形で提供されている。

しかし、同じサーミであっても、所属する国によって、先住民族としての扱いが異なる部分がある。ノルウェーのサーミは、かつて北欧サーミの中でも、最も強烈な同化政策の対象となった。にもかかわらず、あるいは、それだからこそ、1980年代以降、最も大きく権利を回復し、先住民族としての地位を向上させつつある。他の国とは異なり、2つのサーミ高校があり、サーミ大学もある。さらにノルウェーは、北欧で唯一、先住民族の様々な権利の保障を謳ったILO第169号条約を批准し、それに呼応する国内法の1つとしてフィンマルク法を制定している。サーミ議会に配分される予算は豊富で、その予算配分の決定が議員の重要な任務になっている。サーミ議会の議員は、政党に所属している場合が多い。また、サーミ新聞を発行する団体等は、サーミ議会を通さずに、直接国の補助金を獲得している。それらは、石油・ガス資源を基盤にした潤沢な国家財政に裏打ちされている。

これに対し、スウェーデンのサーミは、同

化政策というより、トナカイ飼育を行うマイノリティとして分離政策の下におかれた。1980年代以降、ノルウェーのサーミと歩調を合わせる形で権利回復が進み、先住民族として憲法上の地位を獲得している。複合遺産としての世界遺産に指定されているラポニア地域では、サーミの文化が文化遺産として位置づけられている。サーミ議会はノルウェーと同様の機能を持ち、議員たちの多くは政党に所属している。また、スウェーデンは北欧で唯一義務教育段階のサーミ学校を持っている。しかし、サーミ高校やサーミ大学はない。なお、スウェーデンではILO第169号条約に関して批准に向けた動きはあったものの、未だに同条約は批准されていない。

さらに、フィンランドでは、サーミは同化や分離の対象とならず、中央政府が関心を寄せないマイノリティであった。フィンランド国家はサーミを積極的に同化しようとするのではなく、むしろ無視したとされる。しかし、ノルウェーやスウェーデンと同様、1980年代以降、先住民族としての権利の回復や保障が進んでいる。サーミ議会は北欧で唯一、議員が政党に所属していない。サーミ学校はいずれの教育段階にも存在していない。ただし、近年修学前の子どもたちを対象にした言語の巣(Language nest)の取り組みが進み、サーミ語話者が増加傾向を見せている。ただし、ILO第169号条約の批准は、課題として提起されたものの、スウェーデンとともに、実現していない。

北欧3国では、ノルウェーを筆頭にサーミの復権が進んでいる。しかし、近年、バックラッシュの動きが現れつつある。サーミはサーミ議会の選挙権と同時に国政選挙の選挙権も持っていることを始めとして、「優遇」されているとの声がいずれの国でも現れつつある。フィンランドでは、サーミの定義の見直しが国会で議論されるまでになっている。

北欧サーミをめぐる動向は、バックラッシュの動きも含めて、今後のアイヌ政策を考える上で、大きな示唆を与えてくれる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計6件)

新藤慶「アイヌ文化学習の論理と展望 地域との関連に注目して」第67回日本教育社会学会大会(於:駒澤大学(東京都世田谷区))、2015年9月9日。

野崎剛毅「スウェーデン・サーミの生活と意識(1)」サーミの教育実態」第87回日本社会学会大会(於:神戸大学(兵庫県神戸市))、2014年11月22日。

新藤慶「スウェーデン・サーミの生活と意識(2) サーミの政治・社会意識」第87回日本社会学会大会(於:神戸大学(兵

庫県神戸市)) 2014年11月22日。
小内純子「スウェーデン・サーミの生活と意識(3) サーミ・メディアとサーミ接触」第87回日本社会学会大会(於:神戸大学(兵庫県神戸市))、2014年11月22日。
濱田国佑・野崎剛毅「アイヌの社会的・政治的意識構造とその規定要因」第86回日本社会学会大会(於:慶應義塾大学(東京都港区))、2013年10月12日。
野崎剛毅・濱田国佑「アイヌ民族の階層形成と貧困の規定要因」第65回日本教育社会学会大会(於:埼玉大学(埼玉県さいたま市))、2013年9月21日。

〔図書〕(計10件)

小内透編著『調査と社会理論・研究報告書35 先住民族多住地域の社会学的研究』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2016、263。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書34 フィンランドにおけるサーミの現状』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2016、166。
小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その4 地域住民のアイヌ政策への評価とアイヌの人々との社会関係』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2015、160。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書33 白糠町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2015、229。
野崎剛毅編著『スウェーデン・サーミの生活と意識 国際郵送調査からみるサーミの教育、差別、民族・政治意識、メディア』札幌国際大学短期大学部幼児教育保育学科、2015、94。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書32 ノルウェー・フィンマルク地方におけるサーミの現状』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2015、172。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書31 伊達市におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2014、164。
小内透編著『北海道アイヌ民族生活実態調査報告 その3 現代アイヌの生活と意識の多様性』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2014、143。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書30 新ひだか町におけるアイヌ民族の現状と地域住民』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2013、166。
小内透編著『調査と社会理論・研究報告書29 ノルウェーとスウェーデンにおけるサーミの現状』北海道大学大学院教育学研究院教育社会学研究室、2013、162。

小内 透 (ONAI, Toru)
北海道大学・大学院教育学研究院・教授
研究者番号: 80177253

(2)研究分担者

野崎 剛毅 (NOZAKI, Yoshiki)
札幌国際大学短期大学部・幼児教育保育学科・准教授
研究者番号: 50412911

濱田 国佑 (HAMADA, Kunisuke)
駒澤大学・文学部・講師
研究者番号: 50634523

佐々木 千夏 (SASAKI, Chinatsu)
旭川大学短期大学部・幼児教育学科・助教
研究者番号: 50711222

小野寺 理佳 (ONODERA, Rika)
名寄市立大学・保健福祉学部・教授
研究者番号: 80185660

小内 純子 (ONAI, Junko)
札幌学院大学・社会情報学部・教授
研究者番号: 80202000

品川 ひろみ (SHINAGAWA, Hiromi)
札幌国際大学短期大学部・幼児教育保育学科・教授
研究者番号: 80389650

新藤 慶 (SHINDO, Kei)
群馬大学・教育学部・准教授
研究者番号: 80455047

新藤 こずえ (SHINDO, Kozue)
立正大学・社会福祉学部・講師
研究者番号: 90433391
(2014年度のみ出産・育児休暇のため分担者から外れる)

6. 研究組織
(1)研究代表者